

修善寺町外3町合併協議会

No.9
平成15年12月1日号

合併協議会だより

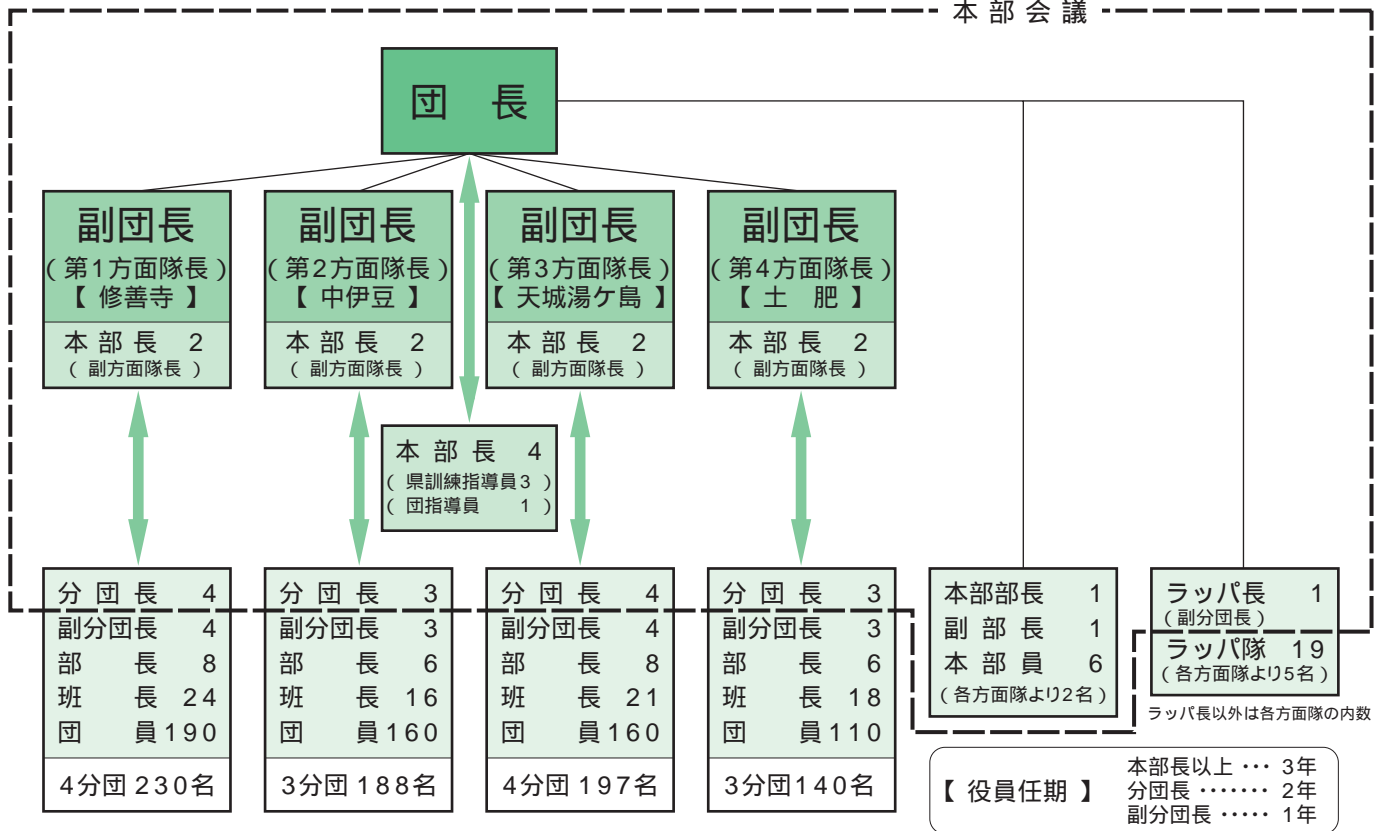
修善寺町 土肥町 天城湯ヶ島町 中伊豆町

合併協議会のホームページ <http://www.izucity.jp> (<http://www.shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp/gappei/>)

伊豆市消防団の組織と報酬額を報告

伊豆市消防団の組織は次のとおりです。

本部会議



団 長	副団長	本部長 (指導員)	分団長	副分団長 (ラッパ長)	部 長 (本部部长)	班 長 (本部副部长)	団 員 ラッパ隊員 本部部員	合 計
1	4	12	14	15	29	80	626	781

第15回合併協議会の次第

《11月11日(水)修善寺町》

1. 報告事項

- 合併協議会報告一覧表について
- 報告第22号 消防団の取扱い
「組織及び報酬額」について
- 報告第23号 公の施設の取扱い
「施設名称の報告」について

2. その他

- 廃置分合に伴う総務大臣協議結果について
- 今後の日程確認

伊豆市消防団の報酬

役 職	年 額
団 長	80,000円
副団長	70,000円
本部長(指導員)	60,000円
分団長	50,000円
副分団長(ラッパ長)	40,000円
部 長(本部部长)	35,000円
班 長(本部副部长)	30,000円
団 員(ラッパ隊員・本部部員)	25,000円

合併による住所変更手続き

平成16年4月1日から住所の表記が『伊豆市』に変わることにより、官公署等で住所変更の手続きが必要となってくる場合があります。

今回はこのうち、国・県の手続きについてお知らせします。次回は町・その他の手続きについてお知らせします。

国

項目	手続方法等	問合せ窓口
不動産(土地登記簿、建物登記簿)の表題部の所在	住所変更の手続きは必要ありません。	静岡地方税务局 大仁出張所 電話 (76)1240
土地登記簿・建物登記簿中の所有者、抵当権者等の住所	所有者等の住所変更の手続きはありません。不動産登記法により、新しい市名に変更されたものとみなされます。	
会社等(商業登記簿、法人登記簿等)の本店、主たる事務所と役員の住所	住所変更の手続きは必要ありません。商業登記法により新しい市名に変更されたものとみなされます。なお、新しい市名に変更することを希望される方は、変更登記申請書を提出していただくことになります。その際の登録免許税は無料です。	
普通自動車検査証	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、次回に住所変更・名義変更・廃車する場合は、通常の書類のほかに、伊豆市の発行する住所変更証明書が必要となります。	静岡運輸支局沼津自動車検査登録事務所 電話 055(966)1130
二輪(251CC以上)小型自動車検査証	住所変更の手続きは必要ありません。	軽自動車検査協会 静岡事務所沼津支所 電話 055(988)3847
軽自動車検査証	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、返納(廃車)届をされる方で伊豆市名での返納証明書を希望される方は、住所変更の手続きが必要となりますので、通常の書類のほかに、伊豆市の発行する住所変更証明書を添付してください。	
軽二輪(126CC~250CC)届出済証	住所変更の手続きは必要ありません。	静岡県軽自動車販売店協会 電話 055(988)4022
厚生年金保険被保険者の住所 政府管掌健康保険被保険者証 健康保険高齢受給者証	問合せ窓口に、直接お問合せください。	三島社会保険事務所 電話 055(973)1166
たばこ小売販売業・塩事業	問合せ窓口に、直接お問合せください。	財務省理財局総務課たばこ塩事業室たばこ塩第1係 電話 03(3581)4111
特許・実用新案・意匠・商標登録	登録済みの方は、「表示変更登録申請書」を特許庁出願支援課に提出してください。出願中の方は、「住所変更届」を提出してください。(いずれの場合も、手数料は無料です。)	特許庁審査業務部出願支援課登録済の窓口(登録室移転担当) 電話 03(3581)1101 内線 2715 出願中の窓口(申請人等登録担当) 電話 03(3581)1101 内線 2764
平成16年4月1日現在で係争中の民事事件の当事者等の住所	問合せ窓口に、直接お問合せください。	当該民事事件を管轄する裁判所
道路占用許可書 河川占用許可書	問合せ窓口に、直接お問合せください。	当該許可書を発行した国土交通省出先機関

住所変更証明書は平成16年4月1日から本庁・各支所で無料交付します。

県

項目	手続方法等	問合せ窓口
旅券(パスポート)	住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正いただいで結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。旅券(パスポート)発給申請のために提出する住民票・戸籍謄(抄)本は、発行後6ヶ月以内のものであれば合併前のものでも使用できます。また、旅券申請の際提示いただく免許証、保険証などの本人確認書類も、有効期限内であれば合併前のものでも使用できます。	東部県行政センター 旅券窓口 電話 055(951)8211
建築士事務所の登録 一級・二級・木造建築士の免許証 浄化槽工事業者の登録	住所変更の手続きは必要ありません。	静岡県建築安全推進室 電話 054(221)3079
宅地建物取引業の免許証 宅地建物取引主任者の登録及び主任者証	住所変更の手続きは必要ありません。	静岡県不動産取引室 電話 054(221)3077

【 県 】 の つ づ き

項 目	手続方法等	問合せ窓口
栄養士免許 管理栄養士免許	住所変更の手続きは必要ありません。	静岡県健康増進室 電話 054(221)2409
調理師免許	住所変更の手続きは必要ありません。	静岡県食品衛生室 電話 054(221)2446
県税に関する諸手続き	住所変更の手続きは必要ありません。	静岡県税務室 電話 054(221)2040
旅行業及び旅行業者代理店の登録	住所変更の手続きは必要ありません。	静岡県観光交流室 電話 054(221)2858
県管理の道路占用(国道・県道) 県管理の河川占用(1級河川・2級河川) 県管理の港湾占用	住所変更の手続きは必要ありません。	沿津土木事務所管理課 電話 055(920)2210
自動車保管場所証明書 道路使用許可証	住所変更の手続きは必要ありません。	大仁警察署 電話 (76)0110
(生活保護法)指定医療機関等の指定 (生活保護法)指定介護機関の指定	住所変更の手続きは必要ありません。	静岡県地域福祉室 電話 054(221)3268
運転免許証 風俗営業管理者証 警備員指導教育責任者資格者証 安全運転管理者の届出	更新時等に住所変更の手続きを行ってください。	大仁警察署 電話 (76)0110
静岡県知事貸金業登録	更新時に住所変更の手続きを行ってください。	静岡県商工金融室 電話 054(221)2506
風俗営業許可証 警備業認定証 古物営業許可証 質屋営業許可証 金属くず商許可証 緊急自動車等指定(届出確認)書	合併後、ただちに住所変更の手続きが必要です。問合せ窓口にご連絡ください。	大仁警察署 電話 (76)0110
社会福祉法人の定款	住所変更の手続きが必要です。問合せ窓口にご連絡ください。	静岡県地域福祉室 電話 054(221)3268
戦傷病者手帳	住所変更の手続きが必要です。問合せ窓口にご連絡ください。	静岡県援護恩給室 電話 054(221)2318
高圧ガス製造許可・届出 高圧ガス販売届出 高圧ガス貯蔵許可・届出 特定高圧ガス消費届出 液化石油ガス設備士免状 保安機関認定 貯蔵施設等設置許可 充てん設備許可 高圧ガス免状交付 火薬類取締法による許可 武器等製造法による許可	住所変更の手続きが必要です。問合せ窓口にご連絡ください。	静岡県消防室 電話 054(221)2076
無線局設置許可	住所変更の手続きが必要です。問合せ窓口にご連絡ください。	静岡県防災通信管理室 電話 054(221)2925
不動産鑑定業者登録 不動産鑑定士・不動産鑑定士補登録	住所変更の手続きが必要です。問合せ窓口にご連絡ください。	静岡県不動産取引室 電話 054(221)3072
大気汚染防止ばい煙発生施設等届出 大気汚染防止法 ばい煙発生施設等届出 ダイオキシン類対策特別措置法特定施設届出 静岡県生活環境の保全等に関する条例ばい煙発生施設等届出 静岡県生活環境の保全等に関する条例水質汚濁の特定施設届出	住所変更の手続きが必要です。問合せ窓口にご連絡ください。	静岡県生活環境室 電話 054(221)2253
森林組合定款変更	住所変更の手続きが必要です。問合せ窓口にご連絡ください。	静岡県林業振興室 電話 054(221)2612
建設業の許可 解体工事業の登録	住所変更の手続きが必要です。問合せ窓口にご連絡ください。	静岡県建設業室 電話 054(221)3058
指定漁業 国による承認・届出漁業	住所変更の手続きが必要です。問合せ窓口にご連絡ください。	静岡県水産資源室 電話 054(221)2696
肥料登録 特殊肥料生産(輸入)業者届出 肥料販売業務開始届出 指定配合肥料生産業者届出 農薬販売業届出	住所変更の手続きが必要です。問合せ窓口にご連絡ください。	静岡県研究調整室 電話 054(221)2677
飲料(添加物)製造業者、販売業者および輸入業者届出事項変更届出 家畜商免許登録	住所変更の手続きが必要です。問合せ窓口にご連絡ください。	静岡県畜産振興室 電話 054(221)2706

公共施設の名称変更

合併に伴い、4町の公共施設の名称を次のように変更します。(掲載されていない公共施設(一部を除き)については名称変更はありません)

天城湯ヶ島町		
分類	現在の名称	新名称
保育園	月ヶ瀬保育所	しゃくなげ保育園
観光	町営温泉湯の国会館	湯の国会館
	ほたる館	天城ほたる館
農林水産	農村環境改善センター	天城農村環境改善センター
	山葵加工体験施設	天城山葵加工体験施設
	生産者直売所	天城生産者直売所
庁舎	天城湯ヶ島町役場	伊豆市天城湯ヶ島支所
グラウンド	体育センター	狩野グラウンド
体育館	総合体育館	狩野ドーム
	屋内スポーツ施設	天城ドーム
プール	プール	狩野プール
	屋内温水プール	天城温泉プール
会館	天城温泉会館ホール	天城劇場ホール
図書館	天城文庫	天城図書館
保健センター	保健福祉センター	天城保健福祉センター
福祉	子育て支援センター	天城子育て支援センター
	子育て支援児童館	天城子育て支援児童館

中伊豆町		
分類	現在の名称	新名称
農林水産	中伊豆町椎茸集出荷貯蔵施設	中伊豆椎茸集出荷貯蔵施設
その他	温泉スタンド	中伊豆温泉スタンド
庁舎	中伊豆町役場	伊豆市中伊豆支所
グラウンド	中伊豆町民グラウンド	中伊豆グラウンド
	中央広場	八幡グラウンド
	住民交流センターグラウンド	白岩グラウンド
体育館	社会体育館	中伊豆社会体育館
プール	室内温水プール	中伊豆室内温水プール
会館	中央公民館	中伊豆中央公民館
図書館	図書室	中伊豆図書館
文化	歴史民俗資料館	中伊豆歴史民俗資料館
保健センター	保健福祉センター	中伊豆保健福祉センター
福祉	住民交流センター	中伊豆交流センター

修善寺町		
分類	現在の名称	新名称
小学校	南小学校	修善寺南小学校
	東小学校	修善寺東小学校
保育園	東保育園	修善寺東保育園
農林水産	農村環境改善センター	修善寺農村環境改善センター
庁舎	修善寺町役場	伊豆市役所
衛生	衛生センター	伊豆市清掃センター
グラウンド	修善寺町民グラウンド	修善寺グラウンド
会館	総合会館	修善寺総合会館
	中央公民館	修善寺中央公民館
文化	郷土資料館	修善寺郷土資料館
保健センター	保健福祉センター	修善寺保健福祉センター
福祉	老人憩いの家	修善寺老人憩いの家

土肥町		
分類	現在の名称	新名称
幼稚園	土肥幼稚園ふじみ園	土肥ふじみ幼稚園
小学校	南小学校	土肥南小学校
公園	特定地区公園丸山公園	丸山スポーツ公園
観光	黒根地区公衆便所	小土肥黒根公衆便所
	通り崎便所及び休憩所	海の釣り堀管理棟
	清藤公衆便所	小下田清藤公衆便所
	里山公衆便所	八木沢里山公衆便所
農林水産	小土肥字猪野地区花卉団地	小土肥大平花卉団地
	小下田多目的集会所	小下田多目的集会場
庁舎	土肥町役場	伊豆市土肥支所
衛生	衛生プラント	土肥衛生プラント
グラウンド	谷戸テニスコート	土肥テニスコート
会館	総合会館	土肥総合会館
	公民館	土肥公民館
図書館	図書館	土肥図書館
保健センター	保健センター	土肥保健センター
福祉	シニアプラザ	土肥シニアプラザ
	高齢者能力活用センター	土肥高齢者能力活用センター

発行部数：13,600部（協議会HPで閲覧可）
 配布先：修善寺町・土肥町・天城湯ヶ島町・
 中伊豆町
 印刷：有限会社 修善寺印刷所

【発行・編集】 修善寺町外3町合併協議会事務局
 〒410-2416 静岡県田方郡修善寺町修善寺307 NTT修善寺ビル1F
 Tel 0558 74 3066(代表) Fax 0558 74 3067
 E-mail gappei@shuzenji.kyogikai.mishima.shizuoka.jp
 URL : <http://www.izucity.jp>

この会報と新市建設計画は、合併協議会ホームページ（URL：<http://www.izucity.jp>）でご覧いただけます。